第十条　装置型式指定規則第五条第一項及び共通構造部型式指定規則第五条の二の国土交通大臣が告示で定める国を定める告示の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一

| 特定装置の種類 ＼ 国及び規則上の国番号 | 規則番号 | ドイツ連邦共和国 | フランス共和国 | イタリア共和国 | オランダ王国 | スウェーデン王国 | ベルギー王国 | ハンガリー共和国 | チェコ共和国 | セルビア共和国 | ラグレス・トリアル及び北アイルランド連合王国 | オーストラリア連邦 | ルクセンブルク大公国 | スイス連邦 | ノルウェー王国 | フィンランド共和国 | デンマーク王国 | ルーマニア | ポルトガル共和国 | ロシア連邦 | ギリシャ共和国 | アイルランド | スロベニア共和国 | スロバキア共和国 | ベラルーシ共和国 | モルドバ共和国 | ボスニア・ヘルツェゴビナ | ブルガリア共和国 | カザフスタン共和国 | リトアニア共和国 | アゼルバイジャン共和国 | 北マケドニア共和国 | アルメニア | 欧州連合 | オーストラリア連邦 | ウクライナ | 南アフリカ共和国 | ニュージーランド | キプロス共和国 | マルタ共和国 | 大韓民国 | マレーシア | タイ王国 | パレスチナ | アルメニア共和国 | モンテネグロ | サンマリノ共和国 | チュニジア | ジョージア | ナイジェリア連邦共和国 | パキスタン | ウガンダ共和国 | フィリピン | ベトナム社会主義共和国 | キルギス共和国 |
|---|---|---